

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会
助成金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄市において社会福祉事業を行うことを目的とする団体に対して助成し、その団体の育成と地域福祉の向上を図ることを目的として定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業とは、助成金の対象となる社会福祉に関する事業をいう。
- (2) 助成団体とは、原則としてNPO法人等の法人格を有しない任意団体を指す。

(助成金)

第3条 助成金は、毎年度予算の範囲内においてこれを助成する。

2 この助成金の原資は、主として赤い羽根共同募金配分金より充てられる。

(申請)

第4条 この要綱に基づいて、助成を受けようとする団体は、助成金申請書(第1号様式)により事業計画書及び、収支予算書を添えて沖縄市社会福祉協議会(以下『社協』という)へ提出しなければならない。

2 この助成金は、もっぱら助成団体の事業費に充てられることを旨とし、団体の人件費や管理費などの運営に類するものに充てることはできない。

(決定)

第5条 前条により助成金申請があったときは、社協は提出された申請内容を審査のうえ助成事業の可否及び助成額を決定し、助成金決定通知書(第2号様式)により通知する。

(請求)

第6条 助成事業が認められた助成団体は、助成金請求書(第3号様式)により社協へ請求書を提出しなければならない。

(報告書等)

第7条 助成団体は、助成事業完了後三箇月以内に、助成事業報告書(第4号様式)により社協へ事業実績書及び収支決算書等を添えて提出しなければならない。

(変更、中止等)

第8条 助成団体は、助成金の使途変更又は助成事業の遂行が困難となった場合は、助成事業変更・中止申請書(第5号様式)を、遅滞なく提出して社協より指示を受けなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄市社会福祉協議会
会長 様

団体所在地
団体名
代表者名 印

助成金申請書（平成 年度）

下記の事業について別紙計画書のとおり実施したいので、相当額の助成金を下さるよう
沖縄市社会福祉協議会助成金に関する要綱により関係書類を添え申請致します。

1. 事業名 _____

2. 申請額 ¥ _____ 円

3. 事業の目的・ねらい

記

添付書類 1.事業計画書
2.収支予算書

*事業が複数ある場合は、コピーしてご使用ください。

助成金決定通知書

年 月 日

様

沖縄市社会福祉協議会
会長 印

年 月 日に申請のあった事業の助成金について、沖縄市社会福祉協議会助成金に関する要綱により、下記のとおり決定したので通知します。

記

事業名 _____

助成する（決定額 _____ 円） / 助成しない

助成決定額 _____ 円

但し、助成金の使途変更又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告すること。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

沖縄市社会福祉協議会
会長 様

団体所在地
団体名
代表者名

印

助成金請求書（平成 年度）

助成金決定通知書をもって決定した事業の助成をお願いいたします。

事業名 _____

金額 _____ 円

振込先

金融機関名	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

沖縄市社会福祉協議会
会長 様

団体名
代表者名 印
電話番号/FAX
担当者名

助成事業報告書（平成 年度）

下記の助成事業について、完了しましたので報告致します。

事業名	
達成された効果	
メッセージ （赤い羽根共同募金 『はねっと』に掲載し ます。）	

- *添付書類 1.事業実績書
2.収支決算書
3.写真

（事業の様子が分かる写真をメールまたはCDで提出）

*助成事業報告で提出した情報は、沖縄市社会福祉協議会または沖縄市共同募金委員会の広報誌に活用することを承諾致します。

*事業が複数ある場合は、コピーしてご使用ください。

